

利用者各位

特別養護老人ホーム 恵風荘

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整える事と致しました。

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努める事と致しましたので、お知らせ致します。

記

- | | | |
|-------------|----------------|----------------|
| 1. 苦情受付担当者： | 片山 右妃子 | (生活相談員) |
| | 今田 逸子 | (介護支援専門員) |
| | (086-277-0761) | |
| 2. 苦情解決責任者： | 安井 由美子 | (恵風荘施設長・恵風会理事) |
| 3. 第三者委員： | 春川 千恵子 | (恵風会評議員) |
| | (086-222-0592) | |
| | 佐藤 淑郎 | (会社役員) |
| | (086-485-0501) | |

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介）

本事業者で解決できない苦情は、以下に申したてることができます。

○岡山県社会福祉協議会 086-226-9400

○岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

○岡山市保健福祉局事業者指導課施設係 086-212-1014

(受付 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00)